

死刑判断慎重化法案(仮) ポイント解説

2011.5月現在

死刑制度をめぐる状況の変化

裁判員制度の導入

- ▶ 裁判員制度開始から2年、すでに死刑判断7件(5件死刑、1件無期懲役、1件無罪)
- ▶ 裁判員に選ばれば誰もが死刑判断を迫られる可能性があり、重い心理的負担
- ▶ 刑事司法への関心の高まり

誤判のおそれ

- ▶ 足利事件で菅谷さん(獄中18年)の冤罪判明、検察庁謝罪
- ▶ 菅谷さんと同じDNA鑑定に基づき既に死刑執行されたケースあり(飯塚事件)
- ▶ 検察官による証拠偽造が発覚、ゆらぐ刑事司法への信頼

国際社会での孤立

- ▶ 世界約200カ国のうち執行しているのは18カ国のみ(米国、中国以外はほぼ発展途上国、2009年資料)
- ▶ 繰り返される国連の死刑執行停止決議、欧州評議会の対日決議、多大な外交上の不利益

死刑には慎重の上にも慎重な対応が必要

本法案の骨子

終身刑(重無期刑)の創設

慎重な判断のために選択肢を増やす

- ✓ 死刑は取り返しがつかないが、無期懲役では仮釈放で出てくるのではないか、という立場への選択肢
- ✓ 死刑と無期懲役の間に幅がありすぎるとの指摘

死刑評決の全員一致特例

慎重の上にも慎重を期して評決する

- ✓ 死刑存置国のアメリカでも少数の例外を除いてほとんどの州が全員一致を要求
- ✓ 多数決で有罪と決まれば、無罪に手を挙げていた少数派も死刑判断に加わらざるを得ない矛盾と心理的苦痛

死刑制度調査会の設置

一定期間の死刑執行停止

今こそ、いったん立ち止まって死刑制度を考える

- ✓ 死刑について存置派も廃止派も含めた、幅広い国民的議論(国会での議論)の必要性
- ✓ 死刑・刑場に関する情報公開の流れを加速させることで、主権者たる国民による議論の資料が出揃う
- ✓ 存置する場合にも、十分な国民的議論を踏まえる必要
- ✓ 議論の結論が出るまで死刑の執行を一時的に停止

「死刑廃止」でも「死刑存置」でもない、当面の「死刑慎重化」という第三の提案